

詐欺被害、相次ぎ発生！

公的機関からの電話「払い戻し金がある」、 「総合消費料金」を請求するハガキは「詐欺」です！

特殊詐欺被害が道内各地で相次ぐ中、市内でも先月「有料動画サイト情報料」名目で78万円、7月7日には「総合消費料金」名目で10万円を騙し取られる詐欺被害が相次いで発生しています。「市役所職員を騙った還付金詐欺」による予兆電話の相談も複数寄せられていますのでご注意ください。

【被害事例】50歳代女性士別市

7月7日、自宅に「総合消費料金」を請求するハガキが届いた。翌日記載された連絡先に電話したところ、弁護士を名乗るものから「訴訟を取り消すには10万円が必要」と言われ、指示どおりコンビニで10万円の電子マネーを購入し、裏面の番号を伝えた。10万円騙し取られたことに気づき警察に相談した。

【予兆電話事例】70歳代女性 士別市

7月11日、「国民年金課の阿部」を名乗る男性から「払い戻し金42,800円が発生し、今年2月頃通知をしているのですが届いていますか」との電話を受け「記憶にない」と答えた。男性から「変だな。頂くものは頂いた方がいいよ。いつかこちらに来られますか」と聞かれ不審に思い「何かあったときは役所に確認している。明日行きます」と答えると「明日役所に来て下さい」と言い電話が切れた。次の日、役所に確認したが「そのような電話はしていない」と言われた。

【ひとこと助言】

- 【被害事例】ハガキによる「架空請求」の手口です。連絡をすることで、コンビニで電子マネーを購入するよう指示され、一度購入した券面の番号を伝えることで、繰り返し高額な支払いを要求されます。絶対相手に連絡しないようにしましょう。
- 【予兆電話事例】この手口は、電話で市役所などの公的職員を騙り、医療費や税金の還付金があると言ってスーパーやコンビニなどのATMに誘導します。還付金を理由に公的機関が個人宅に電話をかけること、ATMの操作をお願いすることは絶対ありません。
- 一度払ってしまうとお金を取り戻すのは極めて困難です。
絶対にお金を振り込んだりせず、すみやかに電話を切り、事実かどうか確認して下さい。
- このような電話があったら士別警察署や下記消費生活相談ダイヤルに相談して下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)